

奈良県告示第二百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年九月五日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者					
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	居宅サービスの種類	指定年月日
N P O法人ライフケア王寺	生駒郡三郷町勢野東四―三―二〇	ライフケア王寺	生駒郡三郷町勢野東四―三―二〇		
株式会社ウェルハート	奈良市三松三―四―六一	デイサービスセンター百万石	大和郡山市美濃庄町二九七―三六	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十六年四月十一日
医療法人良翔会	橿原市地黄町三二八―二	医療法人良翔会居宅介護支援事業所みそら	橿原市内膳町四―四三―六	居宅介護支援事業	平成二十六年八月一日